

● 建築物（1申請あたり）【表1】（手数料規程 別表第1、第4、第5、第7関係）

単位 円/非課税

床面積の合計* A (㎡)	確認申請	中間検査	仮使用認定		完了検査	
			省エネ適判 なし	省エネ適判 あり	省エネ適判 なし	省エネ適判 あり
A ≤ 500	95,000	100,000	126,000	151,000	105,000	126,000
500 < A ≤ 1,000	170,000	165,000	206,000	247,000	172,000	206,000
1,000 < A ≤ 2,000	240,000	225,000	282,000	338,000	235,000	282,000
2,000 < A ≤ 3,000	340,000	280,000	360,000	432,000	300,000	360,000
3,000 < A ≤ 4,000	390,000	300,000	396,000	475,000	330,000	396,000
4,000 < A ≤ 5,000	430,000	320,000	438,000	525,000	365,000	438,000
5,000 < A ≤ 6,000	480,000	340,000	462,000	554,000	385,000	462,000
6,000 < A ≤ 8,000	540,000	370,000	492,000	590,000	410,000	492,000
8,000 < A ≤ 10,000	600,000	400,000	528,000	633,000	440,000	528,000
10,000 < A ≤ 20,000	700,000	460,000	624,000	748,000	520,000	624,000
20,000 < A ≤ 30,000	800,000	530,000	732,000	878,000	610,000	732,000
30,000 < A ≤ 50,000	1,050,000	640,000	960,000	1,152,000	800,000	960,000
50,000 < A ≤ 100,000	1,330,000	960,000	1,284,000	1,540,000	1,070,000	1,284,000
100,000 < A ≤ 200,000	1,780,000	1,330,000	1,764,000	2,116,000	1,470,000	1,764,000
200,000 < A ≤ 300,000	2,180,000	1,680,000	2,232,000	2,678,000	1,860,000	2,232,000
300,000 < A	2,620,000	2,090,000	2,720,000	3,270,000	2,270,000	2,720,000

※ 計画変更の場合は、「変更した部分の床面積の合計×1/2」を「床面積の合計A」として算定します。

- (1) 下記の申請内容が含まれている確認申請は、【表1】の確認申請手数料に、それぞれ該当する加算額が加算されます。ただし、当該部分に係る*1、*2が添付される場合には、それら認定等の対象部分については加算されません。
 (*1 国土交通大臣の認定書又はBCJの技術評定書、*2 国土交通大臣の認定書)

申請内容	加算額
避難安全検証法等により設計を行った場合*1	【表2】の額
建築基準法第56条第7項（天空率）の規定による特例を適用した場合	【表3】の額
ルート2構造計算により設計を行った場合*1	【表4】の額
限界耐力計算及び限界耐力計算と同等の構造計算（エネルギー法、免震告示等）により設計を行った場合*1	【表5】の額
特定天井を設ける場合*1	【表6】の額
構造計算の審査が必要な建築物（棟）が複数ある場合 （最大の床面積となる建築物（棟）及び床面積が200㎡以下の建築物（棟）は除く※1）*2	棟ごとに【表1】の床面積に応じた確認申請手数料の3/10の額
計画変更時に構造計算の審査が必要な建築物（棟）がある場合 （※1の適用はなし）*2	棟ごとに【表1】の床面積に応じた確認申請手数料の1/10の額
土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の確認申請の場合	【表7】の額

- (2) 増築等で既存の建築物の構造耐力に関する審査を要する確認申請及び完了検査は、別途料金が加算されます。
 (3) BCJ以外で確認申請等を行った場合の中間検査、仮使用認定、完了検査の手数料は、別途料金が加算されます。
 (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の有無により完了検査及び仮使用認定の申請手数料が異なります。
 (5) BCJで仮使用認定を行った完了検査の床面積の合計は、仮使用認定部分の床面積の合計を減じた床面積で手数料を算定します。
 (6) 建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね50kmを超える地域）の場合は検査手数料に別途旅費が加算されます。
 (7) 電子申請による申請手続きが行われ、消防同意に必要な図書類をBCJが紙に出力する場合は、別途料金（確認申請手数料（表1）の5%）が加算されます。
 (8) 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査は、10,000円が加算されます。

● 避難安全検証法等により設計を行った建築物の加算額【表2】

(手数料規程 別表第1の2関係)

単位 円/非課税

対象部分の床面積の合計* A (㎡)	ルートB1	ルートB2		耐火性能検証法 通常火災終了時間 に基づく設計法 特定避難時間に基づ く設計法	防火区画 検証法
	区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	区画避難安全 検証法 階避難安全 検証法	全館避難安全 検証法		
A ≤ 3,000	70,000	90,000	140,000	105,000	30,000
3,000 < A ≤ 10,000	100,000	130,000	200,000	150,000	40,000
10,000 < A ≤ 50,000	150,000	195,000	300,000	220,000	70,000
50,000 < A ≤ 100,000	250,000	325,000	500,000	300,000	100,000
100,000 < A ≤ 200,000	300,000	390,000	600,000	400,000	130,000
200,000 < A	350,000	455,000	700,000	550,000	150,000

※ 避難安全検証法等に係る計画変更がある場合は、「変更した対象部分の床面積の合計×1/2」を「対象部分の床面積の合計A」として算定します。

※一の建築物においてルートB1及びルートB2を併用の場合、ルートB2の加算額で算定できるものとします。

● 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用（天空率）がある建築物の加算額【表3】

(手数料規程 別表第1の3関係)

単位 円/非課税

適用条項	適用条項の数	手数料の加算額	
		新規	計画変更
建築基準法第56条第7項第1号（道路高さ制限）	1の場合	50,000	25,000
建築基準法第56条第7項第2号（隣地高さ制限）	2の場合	80,000	40,000
建築基準法第56条第7項第3号（北側高さ制限）	3の場合	100,000	50,000

● ルート2構造計算により設計を行った建築物の加算額【表4】

(手数料規程 別表第1の4関係)

単位 円/非課税

構造棟ごとの床面積 A (㎡)	加算額	
	新規	計画変更
A ≤ 1,000	120,000	60,000
1,000 < A ≤ 2,000	160,000	80,000
2,000 < A ≤ 10,000	190,000	95,000
10,000 < A ≤ 50,000	270,000	135,000
50,000 < A	490,000	245,000

● 限界耐力計算及び限界耐力計算と同等の構造計算（エネルギー法、告示免震等）により設計を行った建築物の加算額【表5】

(手数料規程 別表第1の5関係)

単位 円/非課税

床面積の合計 A (㎡)	加算額	
	新規	計画変更
A ≤ 2,000	40,000	20,000
2,000 < A ≤ 10,000	75,000	37,500
10,000 < A ≤ 50,000	110,000	55,000
50,000 < A	150,000	75,000

● 特定天井を設ける建築物の加算額（1申請あたり）【表6】

(手数料規程 別表第1の6関係)

単位 円/非課税

特定天井部分の水平投影面積の合計 A (㎡)	特定天井を設ける場合		落下防止措置を講じる場合	
	新規	計画変更	新規	計画変更
200 < A ≤ 500	120,000	60,000	220,000	110,000
500 < A ≤ 1,000	180,000	90,000	340,000	170,000
1,000 < A	240,000	120,000	460,000	230,000

● 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請手数料の加算額【表7】

(手数料規程 別表第1の7関係)

単位 円/非課税

構造方法	構造方法の数	手数料の加算額	
		新規	計画変更
平成13年国土交通省告示第383号 ・第2から第4に規定する「外壁等の構造方法」 ・第5に規定する「門又は塀の構造方法」	1の場合	40,000	20,000
	2の場合	70,000	35,000

※ 申請手数料につきご不明点等ございましたら確認検査業務手数料規程をご覧ください。下記までお問合せください。